

大山崎町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年2月6日策定
大山崎町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

大山崎町の農業を取り巻く現状としては、市街化区域内に小規模な農地が点在しており、農業者の高齢化や担い手不足などにより、農地から住宅への農地転用が増加しており、また、遊休農地の増加も懸念される場所である。

一方で、昔から代々引き継いでこられた農地を継続して耕作されている農業者も存在しており、市街化区域内の小規模な農地をどのように維持していくのが重要となっている。

そこで、「農業委員会等に関する法律」第7条に基づく、大山崎町農業委員会の指針としては、本町の実情に即した指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、本町農業委員会委員の改選期である3年ごとに、もしくは、農地等の利用の最適化の推進の状況やその他の事情を考慮して必要があると認めるときに、改定するものとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和4年4月)	30 ha	0.1 ha	0.3 %
目標 (令和7年3月)	30 ha	0 ha	0 %

※管内の農地面積は直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について、本町農業委員会で協議・検討し、調査の徹底を図る。

また、日常的な活動の中でも、遊休農地や違反転用の早期発見に努め、確認された場合には速やかに改善指導を実施する。

②貸借の促進について

町内の大半の農地が市街化区域内に存在しているため、農地中間管理機構への貸付による農地の集積・集約化が困難である。

そのため、利用意向調査の結果や農業者の意向を踏まえ、農地の貸借の手続き等に対するサポートを行っていく。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じ速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け経営第2584号農林水産省経営局長通知）」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

本町の実情を踏まえると、担い手への積極的な農地利用の集積は困難な部分があることから、農業者や担い手の意向を踏まえ、生産緑地であれば「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく貸借の手続きをサポートするなど、可能な範囲での農地の利用集積に努めることとし、市町村、京都府、京都府農業会議、農協など関係団体とも連携を図りながら進めることとする。

また、本町の京力農場プラン（人・農地プラン）の見直しについて、主体的に取り組んでいくこととする。

3. 新規参入の促進について

本町の農地の規模を踏まえると、企業による新規参入よりも個人による新規参入を促進することとし、管内の農地の貸付希望者や借受け希望者、また、新規参入希望者等の把握に努め、必要に応じて貸借等のサポートを行っていく。